



2025年7月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

1	2025年6月28日付け、総務局発行の電子証憑に関するオフィシャルレター第2113/CT-CS号	PIT
2	2025年7月22日付け、バクニン省税務局発行の交替勤務中の食事手当に対する個人所得税の課税所得 (PIT) に関するオフィシャルレター第915/BNI-QLDN1号	PIT
3	2025年7月8日付け、税務局発行の外国運送事業に対する二重課税防止条約に基づき免税・減税申請に関するオフィシャルレター第2324/CT-CS号	CIT
4	2025年7月18日付け、税務局発行の法人税の政策に関するオフィシャルレター第2541/CT-CS号	CIT
5	2025年7月1日付け、財政省発行の付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/NĐ-CP号の実施に対するガイダンスに関する通達第69/2025/TT-BTC号	VAT
6	2025年7月4日付け、税務局発行の税務の問題に関するオフィシャルレター第2286/CT-NVT号	VAT

内容

7	2025年7月14日付け、税関総局発行の輸入品に係る付加価値税（VAT）に関するオフィシャルレター第13945/CHQ-NVTHQ号	VAT
8	2025年7月23日付け、税務局発行のフェリー乗船券に係る付加価値税の引下げを実施する際に発生した差額の国家予算への納付に関するオフィシャルレター第2616/CT-NVT号	VAT
9	2025年7月23日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第2628/CT-CS号	VAT
10	2025年7月29日付け、税務総局発行の付加価値税率に関するオフィシャルレター第2750/CT-CS号	VAT
11	2025年7月29日付け、税務総局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第2751/CT-CS号	VAT
12	2025年7月2日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第2200/CT-CS号	FCT

内容

13	2025年7月8日付け、政府発行の輸出税・特恵輸入税率表、品目リスト、絶対税率・混合税率・割当外輸入税についての政令第26/2023/NĐ-CPの一部改正・補足に関するオフィシャルレター第199/2025/NĐ-CP号	IET
14	ベトナムにおける税務上の独立企業間価格事前合意制度（APA）－注目すべき最新の動向－	OTH
15	2025年7月3日付け、税関総局発行の地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第12252/CHQ-GSQL号	OTH
16	2025年7月4日付け財政省発行の財政分野における書類・資料の保存期間の規定に関する通達第74/2025/TT-BTC号	OTH
17	2025年7月7日付け、税務局発行の土地賃貸料に関する政策についてのオフィシャルレター第2309/CT-CS号	OTH
18	2025年7月21日付け、税務局発行の登録手数料の政策に関するオフィシャルレター第2571/CT-CS号	OTH

内容

<u>19</u>	2025年6月25日付け、税務局発行のインボイスに関するオフィシャルレター第2028/CT-CS号	INV
<u>20</u>	2025年6月30日付け、16区域税務局発行の明細書を添付したインボイス発行に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第12522/CCTKV.XVI-QLDN1号	INV

新情報 2025年7月

1 電子証憑

2025年6月28日付け、総務省発行の電子証憑に関するオフィシャルレター第2113/CT-CS号

2025年6月1日以降、個人所得税の源泉徴収を行う組織・個人は、従前の規定に基づき使用していた電子形式の個人所得税源泉徴収証明書の使用を中止し、政令第70/2025/ND-CP号の規定に従って、新たな形式の電子源泉徴収証明書を適用するものとする。

2 交替勤務中の食事手当

2025年7月22日付け、バクニン省税務局発行の交替勤務中の食事手当に対する個人所得税の課税所得 (PIT) に関するオフィシャルレター第915/BNI-QLDN1号

企業が勤務中の食事のために労働者に対して支出する費用について、当該支出が労働契約、労使協定、または企業の就業規則・規程において支給条件および支給額が具体的に規定されている場合、2025年6月15日以降は以下のように課税関係が判断される：

- 企業が労働者のために食事を調理する、または食事を購入して提供する場合には、当該食事手当は労働者の個人所得税の課税所得に含まされない。
- 一方、企業が食事を調理・購入せず、代わりに金銭で支給する場合、当該支給額が労働契約、労働協約、または企業の就業規則・社内規程に準拠したものであれば、課税所得に含まれない。ただし、支給額が当該規定額を超える場合、当該超過分は個人所得税の課税所得として取り扱われる。

3 二重課税防止条約に基づき免税・減税申請に関する法人税の政策

2025年7月8日付け、税務局発行の外国運送事業に対する二重課税防止条約に基づき免税・減税申請に関するオフィシャルレター第2324/CT-CS号

租税条約に基づき免税・減税申請に係る処理結果の通知について、既に様式03-1/MGTHに従い、通知が発行された後の翌年度以降において、外国運送企業が引き続き従来通りの業務を行い、いかなる変更もない場合には、租税条約に基づく免税・軽減税率の適用申請書類を再提出する必要がなく、税務機関も再度様式03-1/MGTHに基づく通知を発行しないものとする。一方、外国運送企業が様式01/HTQTに従い、申請した情報に変更が生じた場合には、当該変更に係る資料（例：居住者証明書、翌年度の委任状等）を添付の上、修正後の免税・減税申請書類を租税条約に基づき提出する必要がある。当該場合、税務機関は、当該外国運送企業の実際の営業状況に即した内容に基づき、様式03-1/MGTHに従って新たな通知を発行する。

4 法人税の政策

2025年7月18日付け、税務局発行の法人税の政策に関するオフィシャルレター第2541/CT-CS号

優遇投資地域の条件に基づき法人税の優遇措置を受けている企業が、外国の供給者から代金を支払うことなく商品（工具、器具、原材料、完成品等）を受け取った場合は、当該商品に係る支払義務がなく、当該価値が「その他の所得」として認識され、優遇適用地域における投資プロジェクトに起因して発生した所得ではないため、現行の税法規定に基づき、法人税の優遇措置の対象とはならない。

5 付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/ND-CP号の実施に対するガイダンス

2025年7月1日付け、財政省発行の付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/ND-CP号の実施に対するガイダンスに関する通達第69/2025/TT-BTC号

1. 発行目的

本通達は、付加価値税法および政令第181/2025/ND-CP号の一部条項の実施に関する詳細な指針を定めるものであり、納税者および税務機関が法令を正確に運用するための基準を提供することを目的とする。

2. 適用範囲

- 付加価値税の納税者
- 税務管理機関
- 付加価値税の課税対象となる活動に関連する組織および個人

5 付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/NE-CP号の実施に対するガイダンス

2025年7月1日付け、財政省発行の付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/NE-CP号の実施に対するガイダンスに関する通達第69/2025/TT-BTC号

3. 主な規定の概要

a. 付加価値税の非課税対象（第3条）

納税者は、以下のような非課税対象の商品・サービスについて、非課税に該当することを証明する書類を適切に準備する必要がある：

- 種畜・種苗
- 教科書、新聞、雑誌（輸入品を含む）
- 人道的援助物資
- 知的財産権の譲渡

5 付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/ND-CP号の実施に対するガイダンス

2025年7月1日付け、財政省発行の付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/ND-CP号の実施に対するガイダンスに関する通達第69/2025/TT-BTC号

b. 税率0%の適用（第4条）

輸出される商品・サービスに対して0%の税率が適用される。特に電子商取引プラットフォームを通じた取引においては、所定の証憑を整備する必要がある。

c. 付加価値税のパーセンテージ方式による直接計算（第5条）

以下のような特定の業種に対し、売上高に基づく一定率で課税が行われる：

- 1%：卸売、小売
- 5%：宿泊、仲介、コンサルティング、資産賃貸
- 3%：製造、運輸、原材料を含む建設
- 2%：その他明記されていない活動

5 付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/NĐ-CP号の実施に対するガイダンス

2025年7月1日付け、財政省発行の付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/NĐ-CP号の実施に対するガイダンスに関する通達第69/2025/TT-BTC号

d. 外国側に代わる付加価値税の納付（第6条）

ベトナム国内において組織が、外国の組織・個人に代わって付加価値税を納付する場合、仕入税額控除を受けするためには、法定の納付証憑を備える必要がある。

e. 付加価値税の還付（第7条および第8条）

輸出取引および5%税率が適用される商品・サービスの製造・提供活動について、還付税額の計算方法が明確に規定されている。

還付対象となる正確な税額を算定するためには、個別に会計処理された費用と共通費用を明確に区分する必要がある。

5 付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/NĐ-CP号の実施に対するガイダンス

2025年7月1日付け、財政省発行の付加価値税法の一部条項の詳細規定及び政令第181/2025/NĐ-CP号の実施に対するガイダンスに関する通達第69/2025/TT-BTC号

f. ベトナムで事業を行う外国の組織・個人に対する付加価値税（第9条）

ベトナムにおいて付加価値税の納税義務がある者および免除される者の範囲が明確化されている。また、建設業、サービス提供、機器の賃貸など、各事業活動ごとに適用される税率や税額の算定方法についても詳細にガイダンスが示されている。

4. 発効日および旧通達の廃止

本通達は2025年7月1日より施行され、通達第219/2013/TT-BTC号、通達第103/2014/TT-BTC号、通達第13/2023/TT-BTC号などの多くの旧通達および関連する諸規定を置き換えるものである。

6 付加価値税の政策

2025年7月4日付け、税務局発行の税務の問題に関するオフィシャルレター第2286/CT-NVT号

1. 他省における建設活動に係る付加価値税（VAT）の申告・納付について：

- 2022年1月1日以前：

税務管理法第38/2019/QH14号第9条1項および2013年11月6日付け、財務省の通達第156/2013/TT-BTC号の第11条1項d号および第6項の規定に基づき実施する（同通達は通達第26/2015/TT-BTC号〔2015年2月27日付け〕第2条1項a・e号により修正・補足されている）。

- 2022年1月1日以降：

税務管理法第38号第9条1項および財務省の2021年9月29日付け通達第80/2021/TT-BTC号第13条、第25条、第41条、第42条、第45条1項g号、第46条、第47条5項の規定に基づき実施する。

6 付加価値税の政策

2025年7月4日付け、税務局発行の税務の問題に関するオフィシャルレター第2286/CT-NVT号

2. 税還付申請書の処理について：

2025年3月27日、税務局はオフィシャルレター第334/CT-NVT号を発行し、当時の第8区域税務支局（現：ラムドン省税務局）およびTrung Nam建設設置株式会社に対して税務上の問題に関する回答を行った。

3. 県外における建設工事活動に係る付加価値税の未納額に対する強制徴収について：

2022年7月20日付けの総局決定第1129/QĐ-TCT号に基づく滞納管理手続き、および2022年11月11日付けの決定第1795/QĐ-TCT号に基づく滞納税金の強制徴収手続きにおいては、税務機関が還付と国家予算への充当を同時に処理している場合においては、還付金と相殺予定の未納税額に対する督促および強制徴収を一時的に停止する旨の暫定的な指導がなされる。

7 輸入品に係る付加価値税の政策

2025年7月14日付け、税関総局発行の輸入品に係る付加価値税（VAT）に関するオフィシャルレター第13945/CHQ-NVTHQ号

殻むきゴマの輸入される品は、当該商品が他の製品に加工されていない農産物、または単なる一次加工のみが施されたものであると判断される場合は、輸入段階においては付加価値税の課税対象外となる。ただし、当該商品が国内において販売される場合（商業取引段階）には、付加価値税率5%が適用される対象となる。

8 フェリー乗船券に係る付加価値税の引下げを実施する際に発生した差額

2025年7月23日付け、税務局発行のフェリー乗船券に係る付加価値税の引下げを実施する際に発生した差額の国家予算への納付に関するオフィシャルレター第2616/CT-NVT号

付加価値税減税の実施に伴い、フェリー乗船券に係る実際の収入金額と券面記載金額との間に差額が発生した場合、当該差額については項目コード4949（その他の収入項目）として国家予算に納付するものとする。

9 付加価値税の政策

2025年7月23日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第2628/CT-CS号

- 組織または個人が自ら生産した、または輸入段階にある、他の製品に加工されておらず、通常の一次加工のみが施されたコーヒー製品に関しては、課税対象外となる。
- 他の製品に加工されておらず、または単なる一次加工にとどまるコーヒー製品を商取引として売買する場合には、付加価値税率5%が適用される。
- コーヒー製品の輸出に関しては、付加価値税率0%が適用される。

10 付加価値税率

2025年7月29日付け、税務総局発行の付加価値税率に関するオフィシャルレター第2750/CT-CS号

絶縁体付き電子ケーブル製品が「送電用のワイヤおよびケーブル、品目27320」に分類される場合、付加価値税率を10%から8%に引き下げる対象には該当しない。企業が8%の税率によりインボイスを発行した場合は、2025年3月20日付け、政府発行の政令第70/2025/ND-CP第1条13項の規定に基づき、電子インボイスの差替えおよび修正を行うものとする。

11 付加価値税の政策

2025年7月29日付け、税務総局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第2751/CT-CS号:

企業が他の企業に対して譲渡性預金証書の譲渡を行った場合、当該取引はその他の財務収入と見なされ、2013年12月31日付け、財務省の通達第219/2013/TT-BTC号第5条1項の規定に基づき、付加価値税の申告および納付の対象外となる。

12 外国契約者税の政策

2025年7月2日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第2200/CT-CS号

外国の組織・個人が、ベトナム国内において現地輸出入の形式で商品を提供し、かつベトナム国内の企業との契約に基づいてベトナムで所得が発生する場合（外国の組織・個人への委託加工および返送を除く）、またはベトナム国内で商品を流通させる場合、もしくはインコタームズの取引条件に基づき、売主が商品に関するリスクをベトナム領域内まで負担する形で商品を提供する場合は、2014年8月6日付け財務省通達第103/2014/TT-BTC号の適用対象となる。

外国の組織・個人が、保税倉庫や国内港（ICD）を国際輸送、通過、積替え、保管、または他の企業による加工を補助する目的のみで使用する場合は、通達第103/2014/TT-BTC号の適用対象には該当しない。

特定の品目に対する優遇輸出入税に関する規定を修正するとともに、自動車の製造・組立に関連する規定を追加する。

2025年7月8日付け、政府発行の輸出税・特恵輸入税率表、品目リスト、絶対税率・混合税率・割当外輸入税についての政令第26/2023/ND-CPの一部改正・補足に関するオフィシャルレター第199/2025/ND-CP号

- 自動車の製造・組立に関する規定を追加する。

本政令は、政令第26/2023/ND-CP号の第8条3項に新たな内容を追加している。具体的には、自動車の製造・組立を行う企業は、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、バイオ燃料100%使用自動車、天然ガス自動車の生産台数を、それぞれの自動車グループの最低共通生産台数および最低個別生産台数に合算することができ、税制上の優遇措置の審査対象とすることが可能となる。また、自動車の製造・組立を行う企業に対して35%超の持分を有する企業は、これらの企業の自動車生産台数を合算し、優遇措置の適用条件である最低生産台数の算定に用いることができる。

13

特定の品目に対する優遇輸出入税に関する規定を修正するとともに、自動車の製造・組立に関連する規定を追加する。

2025年7月8日付け、政府発行の輸出税・特恵輸入税率表、品目リスト、絶対税率・混合税率・割当外輸入税についての政令第26/2023/ND-CPの一部改正・補足に関するオフィシャルレター第199/2025/ND-CP号

- 優遇輸出入税率を改正する。

本政令は、特定の品目に対する優遇輸出入税率を改正するものとする。例えば、黄リンに対する税率は、2026年1月1日より5%から10%に引き上げられ、2027年1月1日からは15%に引き上げられる。非合金鉄鋼製品に対しては、税率が2025年9月1日より0%から7%に調整される。

さらに、本政令は政令第26/2023/ND-CP号の一部の条文を廃止する。具体的には、第8条8項a.7号、ならびに附属書IIの第I部第72類「品目注解」の一部などが含まれる。

14 ベトナムにおける税務上の独立企業間価格事前合意制度（APA） – 注目すべき最新の動向 –

1. ベトナムにおいて、独立企業間価格事前合意（APA）とは、関連者間取引における価格ポリシーに関する二国間または多国間の合意を確立することを目的として、納税者と一つまたは複数の税務当局との間で締結される、最大3年間有効の合意である。税務管理法第38/2019/QH14号、政令第126/2020/NĐ-CP号および財務省通達第45/2021/TT-BTC号の規定に基づき、本制度は2021年より正式に導入されている。本制度は、関連者間取引に係る価格の算定方法および利益水準について、納税者が税務当局と事前に合意を形成することを可能にし、納税者にとっての利便性を高めるものである。
2. APA制度は、関連者間取引に係る価格ポリシーの管理において、納税者に対して多くの実務的かつ具体的な利益をもたらす。APAの締結により、企業の価格設定および関連者間取引はあらかじめ税務当局によって承認されるため、国際的な二重課税のリスクを大幅に軽減することができる。あわせて、本制度は、税務調査や検査の頻度を抑制し、書類・証憑に関する要件を簡素化することにより、コンプライアンスコストの削減にも寄与する。さらに、APAは企業に対し、税務上の予見可能性を高め、よりの確な予算編成および納税義務の見積もりを可能にする支援手段としても機能する。

14 ベトナムにおける税務上の独立企業間価格事前合意制度（APA）－注目すべき最新の動向－

3. 2026年半ばまでに整備が予定されている改正税務管理法は、APA制度の改善および当該実施の加速に向けた重要な推進力となることが期待されている。また、2025年7月1日より施行される政令第122/2025/NĐ-CP号に従い、財務省および税務当局は、APAの審査および締結に関する大部分の権限を正式に付与される。当該新しい規定は、従来と比較してAPA申請の処理期間を大幅に短縮する効果があると評価されている。

15 地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンス

2025年7月3日付け、税関総局発行の地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第12252/CHQ-GSQL号

輸出入貨物の通関が円滑に行われることを確保するため、2025年7月3日付けで税関総局発行のオフィシャルレター第12252/CHQ-GSQL号において、税関総局は、国会および政府の各決議に基づく省級・郡社級の行政単位の再編方針に従った住所変更時の通関手続の実施に関するガイダンスを通知した。

1. 住所変更に伴う通関書類の取扱いについて

新たな行政単位に基づく住所変更手続きが未了の期間中においても、企業は引き続き、旧行政単位に基づく住所情報が記載された各種通関関連書類を使用することができる。対象となる書類には以下が含まれる：

15 地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンス

2025年7月3日付け、税関総局発行の地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第12252/CHQ-GSQL号

事業登録証明書（営業許可証）

- 商業インボイス
- 船荷証券
- 契約書
- 梱包明細書
- 原産地証明書（C/O）
- 専門機関による検査証明書
- 許可証等

15 地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンス

2025年7月3日付け、税関総局発行の地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第12252/CHQ-GSQL号

税関当局は、再編前の行政単位に基づく住所が記載された書類を受け入れ、新たな行政区画に基づき、住所情報への変更手続が完了するまでは、新住所を記載した証憑の再提出を通関申告者に求めない。また、通関手続において、企業に対して不当な負担や煩雑さ、嫌がらせを与えてはならない。

2. 通関申告者の責任

通関申告者は、財務省通達第38/2015/TT-BTC号第6条5項aの規定に従い、住所情報の変更手続を自主的に行い、住所変更の完了後は速やかに税関当局へ当該変更内容を通知しなければならない。

15 地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンス

2025年7月3日付け、税関総局発行の地方行政区画再編に伴う住所変更時の通関手続に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第12252/CHQ-GSQL号

3. 税関当局の責任

(3.1). 地方税関支局

- 幹部職員に対し、企業に対する嫌がらせや不当な要求を行わないよう徹底する。
- 輸出入活動を円滑に進めるため、関税手続が規定に従って確実に実施されるようにする。

(3.2). 税関情報技術・統計部門

- VNACCS/VCIS、ECUS等の電子通関システムを精査し、新たな行政区画に基づくデータとの整合性を確保するための更新を行う。
- 港湾、倉庫など関係機関と連携し、システム情報の更新を実施する。
- 企業による住所変更完了後、当該情報の受領および処理を支援する。

16 財政分野における書類・資料の保存期間

2025年7月4日付け財政省発行の財政分野における書類・資料の保存期間の規定に関する通達第74/2025/TT-BTC号

本通達において、会計・監査分野に関する保存期間は以下のとおり定められている：

- 総勘定元帳：20年間
- 会計帳簿への記帳および財務諸表の作成に直接使用された会計証憑、明細表・集計表、補助簿、会計単位の月次・四半期・年次財務諸表、決算報告書、会計自己点検報告書、およびその他の帳簿記帳または財務諸表の作成に直接使用された資料：10年間
- 固定資産の処分・譲渡に関する会計資料、実地棚卸・資産評価結果報告書：20年間

16 財政分野における書類・資料の保存期間

2025年7月4日付け財政省発行の財政分野における書類・資料の保存期間の規定に関する通達第74/2025/TT-BTC号

- 投資主務機関における会計資料（年度会計資料およびグループB・Cに属する完了済みプロジェクトの決算報告に関する会計資料を含む）：10年間
- 設立、分割、合併、統合、所有形態の変更、企業形態の変更、機関の転換、解散、破産、活動終了、プロジェクト完了等に関する会計資料：10年間
- 会計帳簿および財務諸表の作成に直接使用されない会計証憑類（インボイス、支出伝票、入庫票、出庫票など）：5年間
- 会計帳簿および財務諸表の作成に直接使用されないが、会計機関の業務管理・運営に使用される会計資料：5年間

本通達は2025年8月18日より施行される。

17 土地賃貸料に関する政策

2025年7月7日付け、税務局発行の土地賃貸料に関する政策についてのオフィシャルレター第2309/CT-CS号

2024年「土地法」の施行日以前に、土地の賃貸決定、土地利用目的の変更許可、契約期間全体に対する年払い地代方式から一括払い方式への変更許可、土地利用期間の延長、利用期間の調整、またはプロジェクトの詳細計画の調整など、土地関連法およびその他の関連法規に基づく手続きが完了しているが、当該時点において土地価格の決定案が権限を有する人民委員会に提出されていない場合には、土地賃貸料に関する政策および土地価格は、当該決定が発行された時点の規定に基づき確定されるものとする。

18 登録手数料の政策

2025年7月21日付け、税務局発行の登録手数料の政策に関するオフィシャルレター第2571/CT-CS号

2025年7月1日以降、エンジン付き四輪乗用車に対する登録手数料の徴収率は2%となる。

19 インボイスの政策

2025年6月25日付け、税務局発行のインボイスに関するオフィシャルレター第2028/CT-CS号

本通知は、以下の法的根拠およびガイダンスに基づき発行されるものである：

登録住所において現在活動していない状態にある企業（税務機関からの通知に基づく）が、税務義務の履行および付加価値税（VAT）インボイスの発行を行う必要がある場合には、税コードを再有効化し、税務およびインボイスに関する義務を関連法令に従って履行しなければならない。

20 明細書を添付したインボイス発行に対するガイダンス

2025年6月30日付け、16区域税務局発行の明細書を添付したインボイス発行に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第12522/CCTKV.XVI-QLDN1号

企業が事業活動において複数の運送便に係るインボイスを発行する場合には、2025年政令第70/2025/ND-CP号第1条7項a3点の規定に定められた条件を満たすときは、当該企業は法令の規定に基づき、インボイスに明細書を添付して発行することが認められる。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年7月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

